

平尾台エリアルール

【ビジャーフライヤー】

1. エリア規約を読み内容に同意し、管理者が定める誓約書に署名していること。
2. JPA・JHF P証又は同等以上の技能証を有する者、若しくはJPA・JHF教員の技能証を有する者の管理下においてフライトさせる者。
3. ハーネスの後方の他者から見られやすい位置に、管理者が定める標示を取り付けること。

【フライトの許可条件】

1. 有効な第三者損害賠償保険に加入していること。
2. 次の物を装備していること。
 - a. ヘルメット、長袖、長ズボン若しくはそれに準ずる物
 - b. 常時送受信できる状態にある無線機
 - c. 6ヶ月以内にリパックされたレスキューパラシュート
 - d. ツリーラン脱出用具
 - e. 緊急時情報提供カード

【入山・下山の申告】

フライト前に入山簿に必要事項を記入し、フライト終了後、下山時刻及びフライト本数を記入する。

【フライトできる時間】

1. 夏期(4月～9月)はエリアオープン時刻からランディングクローズ16時30分まで。
2. 冬期(10月～3月)はエリアオープン時刻からランディングクローズ15時30分まで。

【テイクオフを禁止する場合】

1. テイクオフ場における10分間平均風速が毎秒5メートル以上であるとき。
2. 管理者がテイクオフクローズを宣言したとき。

【フライトのルール及び禁止事項】

1. テイクオフ前での旋回方向は、偶数日は右、奇数日は左とする。
2. フライト直前に無線機の送受信テストを行い、又フライト中は送受信できる状態を確保すること。
3. 雲中飛行、スパイラルは禁止とする。
4. トップランディングは緊急時以外禁止。
5. 無線機は、S5ch-123チャンネルに合わせて使用すること。

6. ツリーランディングした時、自らの安全確保措置を図り、速やかに管理者に状況報告を行うこと。
7. 原則として、エリアのメインランディング場にランディングするものとする。
8. ランディングに伴って他者に損害を与えた者は、被害者への賠償及び謝罪を行うこと。

【ランディング禁止区域】

1. 管理者が定める区域へのランディングを禁止する。
 - a. 赤い部分の田んぼ
 - b. ランディング沿いの藪



【各種料金】

1. ビジターフライト料金 3,000円
2. タンデムフライトの同乗者として飛行する者 1,000円
3. 乗車協力金 500円
4. 指定地域アウトサイドランディング罰金 3,000円